

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	平群町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.heguri.nara.jp/web/profile/chosei/chosei03.html">http://www.town.heguri.nara.jp/web/profile/chosei/chosei03.html</a>

執行機関名 平群町教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	平群町奨学資金貸付に関する条例(平成13年3月平群町条例第13号)の規定による奨学金貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第27号)別表第一 第11の項 平群町奨学資金貸付に関する条例(平成13年3月平群町条例第13号)の規定による奨学金貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第三条	平群町奨学資金貸付に関する条例(平成13年3月平群町条例第13号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校<sup>の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。</sup>)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、本町の住民基本台帳に引続き登録された居住者の要保護世帯並びにこれに準ずる世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)の生活最低基準額の100分の150を超えない世帯)の子女に対し学資(以下、奨学金という。)の貸付を行い、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって将来社会の有能な人材を育成することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>平群町奨学資金貸付に関する条例施行規則(平成13年3月平群町教委規則第2号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	平群町奨学資金貸付に関する条例施行規則(平成13年3月平群町教委規則第2号)第2条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の <u>学資金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務</u>	平群町奨学資金貸付に関する条例施行規則(平成13年3月平群町教委規則第2号)第2条第1項の <u>奨学生の願出に係る事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 二	平群町奨学資金貸付に関する条例施行規則(平成13年3月平群町教委規則第2号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者及び当該願出の保証人に係る市町村民税に関する情報
備考		